

茨城県報

号外第 15 号

平成 6 年 2 月 21 日

月 曜 日

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号

茨城県海域におけるおきあみ及びいかなごの採捕を目的とするすくい網漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成 6 年 2 月 21 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

(操業の承認)

- 1 当該海域においてこの漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定めるおきあみすくい網漁業委員会指示取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(承認対象船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数 15 トン未満であって次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 前年度において当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有するもの

(2) 委員会が特に認めたもの

(制限又は条件)

- 3 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 当該海域において 5 月 1 日から翌年 2 月 10 日まで操業してはならない。

(2) 操業の禁止時間

当該海域においては、日没から日の出までの間は操業してはならない。

(遵守事項)

- 4 この漁業に関し沿岸漁業者間における操業協定等の事項は、これを遵守しなければならない。

(承認証の備え付けの義務)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業の際は承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 6 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し当該組合は一括とりまとめ委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にとっては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

(指示の有効期間)

- 7 この指示の有効期間は、平成 6 年 2 月 1 日から平成 7 年 1 月 31 日までとする。

~~~~~

おきあみすくい網漁業委員会指示取扱要領

平成 6 年 2 月 21 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号によるおきあみすくい網漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合において一括してとりまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)とともに委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にとってはその所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)と知事の副申を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 県内所属船にあっては所属漁業協同組合長の副申
- (4) その他委員会が必要と認めたもの

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、平成 6 年 3 月 1 日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第 3 号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第 4 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第 5 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(操業報告書)

- 6 委員会指示第 6 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

おきあみすくい網漁業承認申請書

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

おきあみすくい網漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

~~~~~

様式第 2 号

おきあみすくい網漁業操業承認申請総括表

優先 順位	申 請 者		船 名	総 ト ン 数	漁船登録番号
	住 所	氏名又は名称			

~~~~~

様式第 3 号

|                  |          |
|------------------|----------|
| 茨調第 号            |          |
| おきあみすくい網漁業承認証    |          |
| 住 所              |          |
| 氏名又は名称           |          |
| 船 名              |          |
| 漁船登録番号           |          |
| 総 ト ン 数          |          |
| 推進機関の種類<br>及び馬力数 |          |
| 制限又は条件           | 裏面記載のとおり |

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

様式第 3 号の裏面

## 操 業 の 制 限 又 は 条 件

- 1 当該海域では 5 月 1 日から翌年 2 月 10 日までは操業をしてはならない。
- 2 当該海域では日没から日の出までの間は操業してはならない。
- 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。

様式第 4 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊤

おきあみすくい網漁業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

## 記

## 1 変 更 事 由

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

## 2 書換しようとする理由

様式第 5 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊤

おきあみすくい網漁業承認証再交付申請書

おきあみすくい網漁業操業承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

## 記

## 1 承 認 番 号

2 船 名

3 亡失 (き損) の理由

~~~~~

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏名又は名称

印

おきあみすくい網漁獲実績報告書

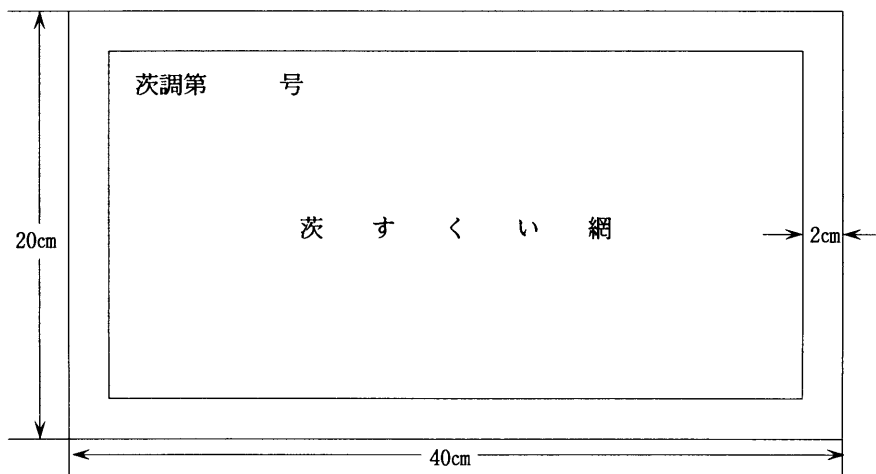
船 名		トン数		登録番号		操業期間	月 日から 月 日まで
-----	--	-----	--	------	--	------	----------------

操 業 状 況

操 業 日 数	操業位置	漁 獲 量				金 額	備 考
		おきあみ	いかなご	そ の 他	計		
日		K	K	K	K	千円	

注 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

標 識



文字、枠とも黒色

~~~~~

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号

茨城県海域におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえなわ漁業（無動力漁船及び総トン数 3 トン未満の動力漁船を除く。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成 6 年 2 月 21 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

（操業の承認）

- 1 当該海域において、はえなわ漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

（承認対象漁船）

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満であって次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度茨城県海域において当該漁業の操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

（操業区域）

- 3 操業区域は等深線 20 メートル以深の茨城県海域とする。

（制限又は条件）

- 4 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 操業期間

高萩市高戸鼻突端正東線以北及び鹿島町平井南端パラボラアンテナから真方位 60 度の線以南の海域においては、4 月 1 日から 12 月 14 日まで及び翌年 3 月 16 日から 3 月 31 日までとする。

- (2) 操業区域

操業区域を高萩市高戸鼻突端正東線以北の海域、鹿島町平井南端パラボラアンテナから真方位 60 度の線以南の海域及びその他の海域に区分し、申請者の住所により決定する。

- (3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

（漁獲実績報告書の提出）

- 5 この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に翌年 3 月 31 日までに提出しなければならない。

（承認の取り消し）

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 月 31 日までとする。

~~~~~

はえなわ漁業委員会指示取扱要領

平成 6 年 2 月 21 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号によるはえなわ漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は、申請書を一括取りまとめるうえ操業承認申請総括表（別記様式第 2 号）と副申を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあってはその所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

（1）申請理由書

（2）漁船原簿謄本

（3）前年度の水揚げ実績を証する書面

（承認申請書の提出期限）

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として平成 6 年 5 月 31 日までとする。

（証認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第 3 号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認書を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第 5 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（操業報告書）

- 6 操業実績報告書（別記様式第 6 号）の提出を受けた漁業協同組合は報告書を一括とりまとめるうえ委員会へ翌年 5 月 31 日までに提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。
- ~~~~~

様式第1号

はえなわ漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称



はえなわ漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

使用漁船

- (1) 船 名
(2) 漁 船 登 録 番 号
(3) 総 ト ン 数
(4) 推進機関の種類及び馬力数



様式第2号

はえなわ漁業操業承認申請総括表

[illegible]

様式第 3 号

茨調第 号 は え な わ 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種 類及び馬力数	
操 業 区 域	等深線20メートル以深の海域の茨城県海面
承認有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 3 月 31 日まで
制限又は条件	操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に 標識を表示しなければならない。

平成 年 月 日

茨城県海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

~~~~~

様式第 4 号

年      月      日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称



## はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

## 記

## 1 変 更 事 項

| 事 由 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

## 2 書換しようとする理由

~~~~~

様式第 5 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請いたします。

記

1 承 認 番 号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

~~~~~

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

はえなわ漁業漁獲実績報告書

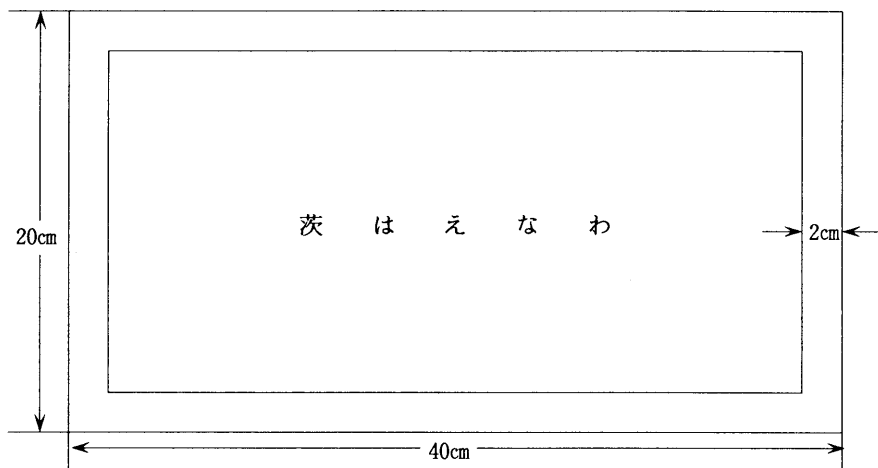
| 船 名 | 丸 | トン | 登録番号 | 操業期間 | 月 日から<br>月 日まで |
|-----|---|----|------|------|----------------|
|     |   |    |      |      |                |

## 操業状況

[illegible]

注 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

標 識



文字，杵とも黒

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
休日の場合は繰下発行 (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)